

旭川市N e t 1 1 9 緊急通報システム利用規約

1 はじめに

旭川市消防本部（以下「消防本部」といいます。）が提供する旭川市N e t 1 1 9 緊急通報システム（以下「N e t 1 1 9」といいます。）は、この規約をお読みになり、規約のすべてに同意される方に限り利用できます。

2 サービスの概要

N e t 1 1 9は、聴覚又は音声・言語機能等に障がいがあり、音声による119番通報が困難な方が、お持ちのスマートフォンやタブレット端末等からインターネット（W e b）を使って、音声を用いることなく119番通報できるシステムです。

3 利用条件

(1) 利用対象者は、聴覚又は音声・言語機能等に障がいがあり、音声による119番通報が困難な方で、旭川市消防本部管轄区域（旭川市，上川町及び鷹栖町。以下「本市消防管轄」といいます。）内にお住まいの方若しくは本市消防管轄内に通勤又は通学されている方です。なお、身体障害者手帳の交付の有無については問いません。

(2) N e t 1 1 9の利用に当たっては、あらかじめ利用者登録することが必要です。

(3) (1)に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する方は本市が提供するN e t 1 1 9の利用者登録はできません。

ア 音声による通報が可能な方（音声による119番通報をお願いします。）

イ 日本語によるチャット（文字を使った会話）ができない方

(4) 登録後に明らかに(3)のいずれかに該当すると消防本部が判断した場合は、登録を抹消することがあります。

(5) 利用に当たっては、次の機能をすべて有するスマートフォン，タブレット端末，一部の高機能フィーチャーフォン(以下「端末」といいます。)が必要となります。

ア GPS機能を搭載していること

イ インターネットに接続が可能であること

ウ 電子メール機能を使うことができること

(6) N e t 1 1 9を利用できるのは、「利用者」として登録されたご本人のみです。

(7) 第三者が正規の利用者になりすまして不正な通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれる等を回避するため、N e t 1 1 9では厳格なセキュリティ対策を行っていま

す。これに伴い、(5)に該当する端末であっても安全な通信ができない端末では、Net 119が利用できない場合があります。

(8) Net 119は、すべての端末での動作を保証するものではありません。(5)に該当する端末であっても、機種によっては正常に動作しない等の理由で利用できない場合があります。また、Net 119のシステムのバージョンアップ等により、それまで動作していた端末でも、利用できなくなる場合があります。この場合は、登録されているメールアドレスあてに事前にお知らせしますので、引き続き利用を希望する場合は、Net 119を利用できる端末に取り替えるなどの対処をお願いします。

(9) 通報を行うにはGPS機能をONに設定する必要があります。なお、通報が必要な緊急時にGPS機能の設定を変更することが困難な場合も考えられるため、常にONにしておくことをおすすめします。

(10) 迷惑メールフィルタリング等を利用の場合には、次の2つのドメインからのメールの受信を拒否しないよう設定してください。受信拒否（ドメイン指定等）が設定されている場合は、設定を解除するか、ドメイン受信設定の登録をお願いします。（設定方法について不明な場合は、各利用端末の取扱い説明書や販売店等でご確認をお願いします。）

ア @city.asahikawa.hokkaido.jp

イ @net119.speecan.jp

(11) 利用する端末は、端末ロックを有効にするなど、第三者に容易に操作されないよう適切に管理してください。

(12) Net 119は、「消防本部への緊急通報」以外には使用できません。

4 登録における注意事項

(1) 複数の端末でNet 119の利用を希望する場合は、1台ごとに登録が必要になります。

(2) 登録に当たっては、次の項目の登録が必要です。

ア 利用者氏名（フリガナ）

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所

オ メールアドレス

メールアドレスで使用できる文字は次のとおりです。

(㊶) 英数字 (㊷) .(ピリオド) (㊸) - (ハイフン) (㊹) _ (アンダーバー)

㊦ @ (アットマーク)

なお、先頭又は@の直前に記号があるアドレス (-***@や.@など) , 記号が連続しているアドレス (. . や--など) は使用できません。

カ 身体障害者手帳が交付されている方は手帳に記載された障がいの内容

キ 身体障害者手帳が交付されていない方は聴覚又は音声・言語機能等の状況

ク 端末種別

(3) 本市消防管轄外にお住まいで、本市消防管轄内に通勤・通学されている方が利用を希望する場合は、通勤先・通学先に関する次の項目の登録が必要です。

ア 勤務先又は通学先の名称

イ 勤務先又は通学先の住所

ウ 勤務先又は通学先の電話番号

(4) 利用者が消防本部に通報場所を素早く伝えるための情報として、「よく行く場所」に関する次の項目を任意で登録することができます。いざという時に、通報場所を特定する上で貴重な情報になりますので、登録することをおすすめします。

ア よく行く場所の名称

イ よく行く場所の住所

ウ よく行く場所の電話番号

(5) 通報時に体調不良等の理由により連絡がとれなくなった場合に備え、消防本部が通報場所を特定するために使用する情報として、次の項目を任意で登録することができます。いざという時に、通報場所を特定する上で貴重な情報になりますので、登録することをおすすめします。

ア 自宅電話番号

イ 自宅ファックス番号

ウ 緊急連絡先の氏名 (フリガナ)

エ 緊急連絡先と利用者との関係

オ 緊急連絡先の電話番号

カ 緊急連絡先のファックス番号

キ 緊急連絡先のメールアドレス

(6) 通報時に何らかの理由で消防本部から利用者に連絡が取れなくなった際には、緊急連絡先に登録された方に居場所の問合せを行う場合があります。問合せに対応いただけるとご家

族の方などを登録してください。

- (7) 緊急連絡先を登録する場合は、登録される方から事前に同意を得てください。なお、登録後に消防本部から登録された方に確認の連絡を行う場合があります。
- (8) 救急活動の参考情報として、かかりつけの医療機関などの次の項目を任意で登録することができます。円滑な救急活動のために登録することをおすすめします。
 - ア かかりつけ医療機関名
 - イ 持病等
- (9) 次の事由が発生した場合には、速やかに「お問合せ先」に記載の連絡先までご連絡いただくか、必要な届出書を提出してください。
 - ア 住所やメールアドレス等の登録情報に変更があった場合
 - イ 端末を変更した場合
 - ウ Net119の利用条件を満たさなくなった場合
 - エ Net119の利用を中止する場合
- (10) Net119の利用意思を確認するために、消防本部から登録されたメールアドレスあてに定期的にメールを送信することがありますので、メールの記載内容に沿って返信をしてください。長期間にわたりメールが届かなかつたり応答がなかつたりした場合等、利用を継続する意思が確認できない場合には、登録を抹消することがあります。
- (11) 利用者別に発行される通報URLは、個人を認証する重要な情報になりますので、なりすまし通報の防止の為、他人に知られないように注意してください。

5 通報時における注意事項

- (1) 音声通話により119番通報が可能な方が近くにいる場合は、Net119の「他の人に音声通報をお願いする」機能で、音声通話による119番通報を依頼してください。
- (2) 現在位置として「自宅」又は「よく行く場所」を選択した場合は、事前に登録した住所が消防本部に送られます。「外出先」を選択した場合は、GPS測位による通報地点情報が消防本部に送られます。GPS測位結果から正しい位置情報が得られない場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。
- (3) 通報すると、端末が消防本部に接続され、チャットを開始しますので詳しい状況を教えてください。
- (4) 大規模建築物、高層建築物、地下等では、GPS測位による現在地情報だけでは通報者のいる場所が特定できない場合がありますので、それらの建物内から通報した場合は、通

報した場所の名称，階数，部屋番号などの詳細な位置情報をチャットで教えてください。

- (5) チャットに用いる言語は日本語とし，絵文字等は使用しないでください。
- (6) チャットが途中で切断された場合や聴取完了後に，必要に応じて消防本部から登録されたメールアドレスあてに「呼び返しメール」を送付する場合があります。メールが受信できる状態にしてください。
- (7) 通報地点が不明な場合（取得した位置情報が大きくずれている場合等）は，別の手段での通報（第三者による通報等）を案内する場合があります。
- (8) 「練習する」機能を活用することで，端末がN e t 1 1 9の利用条件を満たしているかの確認及び実際の通報に備えて操作に慣れておくことができます。

「練習する」機能では，実際の通報と同様の操作での通報体験ができますが，消防本部に通報されることはありませんので，気兼ねなくお使いください。

- (9) 明らかにいたずら等の不正な通報と解される通報を受けた場合は，その通報を行った利用者からのそれ以後の通報の受信を拒否する場合があります。

6 サービスが利用できない場合

- (1) N e t 1 1 9は，日本国内でのみ利用いただけます。海外での緊急通報は渡航先の制度に基づいて行ってください。
- (2) N e t 1 1 9を利用するためには，無線通信網を使うことから，トンネル・地下・建物の中のように電波の届きにくい所，通信網のエリア外等，N e t 1 1 9を利用できない場所があります。
- (3) インターネットを利用しているため，通信事業者，プロバイダ事業者等の工事，メンテナンス及び通信の混雑，通信電波状況により利用できない場合があります。
- (4) 何らかの理由によりN e t 1 1 9による通報ができない場合には，別の手段（第三者による通報等）によって1 1 9番通報を行ってください。
- (5) N e t 1 1 9のシステムメンテナンスを行う場合には，通報ができないことを消防本部から事前に登録メールアドレスへ通知しますので，常にメールを受信できるようにしてください。ただし，緊急でメンテナンスが必要となった場合は事前連絡なく実施することがあります。

7 個人情報等の取扱い

- (1) 消防本部は，N e t 1 1 9で収集した個人が識別され，又は特定され得る情報（以下「個人情報」といいます。）を，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57

号)をはじめとした関係法令等に基づき適正に管理し、登録された個人情報、Net 119を利用した緊急通報に関する業務の範囲内で使用し、目的外の使用はしません。

(2) 登録された利用者情報及び通報時に取得した情報(通報時に通報画面に入力した情報及び通報位置情報等。以下同じ。)は、緊急時に消防本部が必要と判断した場合において、消防・救急活動に必要と認められる範囲で、行政機関や医療機関、警察等に対して提供することがあります。

(3) 登録された利用者情報及び通報時に取得した情報は、Net 119の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、消防本部及びコンピュータシステムの運用保守を行う事業者(ソフトウェア及びハードウェアの保守の委託先を含みます。)によってアクセスされます。

(4) 利用中止等に伴う登録抹消の後においても、登録された利用者情報、通報時に取得した情報及び通信履歴は、Net 119の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、相当の期間が経過するまで保管します。

8 本市消防管轄外の区域からの通報

(1) 本市消防管轄外の区域から通報した場合は、次のとおり取り扱われます。

ア 通報地点を管轄する消防機関(以下「通報地点消防機関」といいます。)が、Net 119と同様のサービスを運用しており、当該サービスが本市のNet 119と相互に接続されている場合は、通報地点消防機関が通報を受信します。

イ ア以外の場合は、消防本部が受信し、消防本部に登録された利用者情報及び通報時に取得した情報を通報地点消防機関に転送します。

(2) (1)により通報地点消防機関が通報を受信した場合又は通報の転送を受けた場合は、利用者に関する情報の取扱いは通報地点消防機関において7と同様となる場合があります。

9 利用者の責任

(1) 利用者は、ご自分の責任においてNet 119を利用するものとします。

(2) サービスの利用に必要な端末の準備及び通信料の負担は、利用者の責任において行うものとします。

10 禁止事項

利用者は、Net 119の利用に当たって次の行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとします。次の行為が認められた場合には、機能を制限する、又は登録を抹消することがあります。

- (1) 法令等に違反する行為
- (2) 他の利用者、消防本部又は第三者に不利益又は損害を与える行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 虚偽の情報を登録する行為
- (5) 虚偽の情報を通報する行為
- (6) N e t 1 1 9に関連して営利を求める行為
- (7) N e t 1 1 9の運営を妨害する行為
- (8) N e t 1 1 9の信用を失墜、毀損させる行為
- (9) N e t 1 1 9を譲渡、貸与、他者に使用許諾する行為
- (10) 本規約に基づき登録した端末以外を用いてN e t 1 1 9サーバーに不正に接続する行為
- (11) その他、消防本部が不適切と判断する行為

11 知的財産権等

- (1) N e t 1 1 9に関するコンテンツの著作権等のすべての権利は、消防本部又は当該権利を有する第三者に帰属しています。
- (2) 利用者は、N e t 1 1 9を利用するに当たって一切の権利を取得することはないものとし、消防本部は利用者に対し、N e t 1 1 9に関する権利について、N e t 1 1 9を本規約に従ってのみ使用することができる、非独占的かつ譲渡不能の実施権ないし使用権を許諾するものとします。
- (3) 利用者は、N e t 1 1 9に関する著作権等のすべての権利を侵害する行為をしてはならないものとします。
- (4) 本規約の規定に違反して権利侵害等の問題が発生した場合、利用者は、自己の負担と責任において当該問題を解決するとともに、消防本部に何らかの迷惑又は損害を与えないものとし、仮に消防本部に損害を与えたときは、消防本部に対しての当該損害のすべてを賠償することとします。

12 免責事項

- (1) 消防本部は、利用者への事前の通知により、いかなる補償をすることもなくN e t 1 1 9の全部又は一部を停止、変更、休止又は廃止できるものとし、当該停止等によって、利用者又は第三者に損害が生じた場合であっても、何らの責任も負わないものとします。
- (2) 消防本部は、利用者がN e t 1 1 9の利用に際して行った一切の行為、当該行為による結果、当該行為によって被った損害及び当該行為によって第三者に与えた損害について、

損害の原因が消防本部にある場合を除き、何らの責任も負わないものとします。

- (3) N e t 1 1 9に関する情報が利用者若しくは第三者の権利を侵害し、又は当該権利侵害に起因して紛争が生じた場合であっても、その侵害又は紛争について、消防本部は、何らの責任も負わないものとします。
- (4) 利用者の端末の環境、通信環境、その他の理由によっては、N e t 1 1 9が正常に利用できない場合、これにより利用者に生じた損害について、消防本部は、何らの責任も負わないものとします。
- (5) N e t 1 1 9を利用者の端末に登録するに当たって利用者の端末がコンピュータウイルス等に感染し、利用者に損害が生じた場合であっても、消防本部は、何らの責任も負わないものとします。
- (6) 天災・事変等の非常事態によりN e t 1 1 9が正常に利用できない場合、消防本部は、何らの責任も負わないものとします。

13 規約改定

消防本部は、本規約を随時改訂することができるものとします。消防本部は本規約を改訂した場合、その都度、改定後の本規約をN e t 1 1 9内に掲示することによって利用者に告知するものとし、改定後の本規約は当該掲示の時点で効力を生じるものとします。

14 協議

N e t 1 1 9に関連して利用者、消防本部、第三者等との間で疑義、問題が生じた場合、その都度誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

15 準拠法

本規約は、日本国の法令等に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

【N e t 1 1 9に関するお問合せ、申請書提出・郵送先】

旭川市消防本部 指令課 〒078-8367 旭川市東光27条8丁目

旭川市総合防災センター3階

電話 0166-33-9961

ファックス 0166-33-9905

メール net119renraku@city.asahikawa.lg.jp